（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、ＨＡＣＣＰ認定審査官、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官、水産物貿易交渉官及び輸出証明指導官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官一人、水産流通指導官一人、ＨＡＣＣＰ認定審査官二人、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官二人、水産物貿易交渉官一人及び輸出証明指導官一人を置く。

2～5　（略）

6　ＨＡＣＣＰ認定審査官は、命を受けて、欧州連合がその加盟国への水産物の輸入につき要求している衛生管理の基準を満たす水産物加工施設の認定（次項において「ＨＡＣＣＰ認定」という。）の審査に関する事務を行う。

7　ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官は、命を受けて、ＨＡＣＣＰ認定を受けた水産物加工施設の検査及び指導に関する事務を行う。

8　（略）

9　輸出証明指導官は、水産物の輸入に関し証明を求める制度を有する国又は地域への水産物の輸出に係る証明に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

附　則

1～8　（略）

9　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十四条第一項の輸出証明指導官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

10・11　（略）

（水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、ＨＡＣＣＰ認定審査官、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官及び水産物貿易交渉官）

第五百三十四条　加工流通課に、水産物貿易対策室並びに水産加工専門官、水産流通指導官、ＨＡＣＣＰ認定審査官、ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官及び水産物貿易交渉官それぞれ一人を置く。

2～5　（略）

6　ＨＡＣＣＰ認定審査官は、欧州連合がその加盟国への水産物の輸入につき要求している衛生管理の基準を満たす水産物加工施設の認定（次項において「ＨＡＣＣＰ認定」という。）の審査に関する事務を行う。

7　ＨＡＣＣＰ認定施設監視専門官は、ＨＡＣＣＰ認定を受けた水産物加工施設の検査及び指導に関する事務を行う。

8　（略）

（新設）

附　則

1～8　（略）

9　第二条第一項の原子力災害対策専門官、第十五条第一項の検査官のうち一人、第十八条第一項のリスク管理専門官のうち一人、第二十四条第一項の消費税転嫁対策官、第二十六条第一項の海外輸入規制対策専門官のうち一人、第三十八条第一項の生産専門官のうち一人、第四十六条第一項の消費税転嫁対策官、第六十条第一項の企画官のうち一人、東北農政局及び関東農政局に置かれる第百六十条第一項の企画官のうちそれぞれ一人、第百九十九条第二項の福島復旧復興対策官、第二百十三条第三項の農村復興指導官、第二百十八条第四項の放射性物質対策調整官、東北農政局に置かれる第二百二十一条第一項の災害対策室、第三百八十七条第一項の消費税転嫁対策官、第三百八十八条第一項の特用林産物安全推進指導官のうち一人、第三百九十三条第一項の海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官及び災害対策調整官、第三百九十七条第一項の企画官のうち一人、東北森林管理局及び関東森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官、第五百三十三条第一項の消費税転嫁対策官、第五百三十七条第一項の漁業復興推進官及び操業指導調整官、第五百四十条第一項の水産研究専門官、第五百四十二条第一項の栽培養殖復旧専門官、第五百四十三条第一項の漁港防災・衛生管理専門官、第五百四十四条第一項の漁港漁場専門官のうち一人並びに第五百四十五条第一項の災害査定官のうち三人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

10・11　（略）

○経済産業省令第七十八号

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第七条及び第九条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

経済産業大臣　世耕　弘成

情報処理の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。